



## PROFILE

## 小林みちこプロフィール

- ◆ 1967年生まれ。しし座のB型。
- ◆ 府立富田林高校・関西大学文学部・龍谷大学大学院政策学研究科卒業。
- ◆ 大学卒業後、製パンメーカーに就職し、出産を機に退職。子どもが2歳半のとき、教材作成会社に就職。保育所に預けて働くことに。
- ◆ 保育所の保護者会活動を通じて、当事者の声が政策に活かされていないと痛感し、その経験から政治に興味を持つ。
- ◆ 2005年の市選に無所属でチャレンジし、初当選。現在3期目。2016年2月から副議長。
- ◆ 今期から会派「茨木市民フォーラム」に所属。
- ◆ 趣味：ジャズダンス
- ◆ 家族：夫と子どもの3人暮らし
- ◆ 好きなことは：思い立ったが吉日

発行責任者：小林 美智子

(事務所)

〒567-0828 茨木市舟木町13-11

TEL&amp;FAX 072-638-9228

http://www.kobamichi.net

Mail : info@kobamichi.net

## ◆12月議会で議決した補正予算は27億円◆

12月議会に一般会計で約27億円の補正予算が提案され、議決しました。この時期の補正予算としては大きな金額です。これは国の補正予算が活用できることになった事業や、国庫補助金が追加採択された事業が何件かあることが影響しています。27億円のうち、土木費が22億円と工事関係の予算が多く、今年度には終了しないことから次年度に繰越する予算も多くあります。また、喫緊の課題である特機児童対策として、特機児童保育室を新たに1か所開設するための費用も計上されています。補正予算の事業をいくつかピックアップします。

事業	内容	事業費
(仮称)JR総持寺駅の整備[次年度に繰越]	国の補正予算を活用し、駅舎整備や安全対策のためのホーム柵設置に係るJRへの負担金を追加	13億6,400万円
JR茨木駅エスカレーターの整備[次年度に繰越]	国の補正予算を活用し、JR茨木駅構内のエスカレーター設置に係るJRへの負担金を追加	7億4,100万円
待機児童保育室みらいの整備★	待機児童解消を図るため、旧西河原分署を改修し、待機児童保育室みらいを整備(29年4月開設予定)	3,140万円
公立保育所、公立幼稚園の改修	保育所のトイレ、スロープ等の改修。認定こども園化する幼稚園の遊戯室の間仕切り、遊具の改善。	2,600万円
小中学校の営繕事業	校舎の大規模改修(外壁改修、屋上防水)に向けた設計委託。(玉櫛小、郡小、庄栄、天王中)	1,400万円
介護ロボットの導入支援	国庫補助金の追加採択に伴い、介護事業所への介護ロボット導入費用を補助	450万円

★ 現在西幼稚園内にある特機児童保育室のぞみは、西幼稚園の認定こども園化に伴い、29年3月末で廃止されます。その代替と、なかなかゼロにならない特機児童対策として、特機児童保育室みらいが新たに設置されることに。1歳児2歳児の特機児童を受け入れる予定で定員は40名です。2012年度からの5年間で定員を約1800名増やし、2017年度も300名増の予定ですが、それでも特機児童はなかなか減りません。抜本的対策として、認可保育園の新たな設置も考える必要があると思います。

## ◆議員定数が30名から28名に◆

「自由民主党・絆」と「大阪維新の会いばらき」の2会派共同で議員定数2名削減の議案が提案されました。特別委員会が設置され審議を行い、12月議会最終日に採決をした結果、反対10賛成19で、定数削減が決定しました。私たちの会派は安易な削減はすべきではないと、次の題目で討論を行い、反対しました。

## 1. 何のための定数削減なのか理解ができない

特別委員会では、提案理由として「議員は人口1万人に1人」との発言がありましたが、発言した議員自らも「客観的な理由はない」「感覚的なもの」と述べています。私たち会派は、民主主義の小学校と称される自治体において、議会の役割、議員の職務と責任、会社員や主婦など普通の市民が組織に属さなくても立候補し、議会で活動できるための方策を考えることなく、大衆迎合(ポピュリズム)で制度を判断することや、議会自らをおとしめるようなパフォーマンスには同意できません。

## 2. 議会の機能低下を招く

2000年の地方分権一括法施行後に、国と地方の関係が変わり、義務付け・枠付けの見直しや権限移譲が急激に増加し、自治体の仕事量は増えています。議員が調査研究しなければならない事柄が増え、議会として議決しなければならない案件は増えています。特別委員会では、組織論として「人数が増えれば一人あたりの責任が減ってくる。人数が減れば減るほど誰かに任せてはあかんから自分が率先してやっていかなあかん」という考え方になる」との答弁がありました。議員が36人いた時代から考えて、議員を減らしたことにより、質疑の質や政策提案能力が向上しているのでしょうか。私たち会派は議員の数と議員の能力が関係するとは考えられないのです。

## 3. 市民の多様な意見を反映できなくなる

市民の多様な価値観、ニーズがある中で、議員一人が関わることでできる市民の数には限界があります。提案者からは「情報化社会の進展により多様な意見を吸い上げる媒体が増えた」との答弁がありましたが、障がいがある方や経済的状况によりネット環境が存在しない方など、SNSを選べない方がいること、埋もれてしまう声があることを強く訴えます。市議会議員は住民の暮らしにいちばん近い政治家です。民主主義と多様性を尊重し、全体主義に陥ることなく少数意見も尊重したうえで必要な政策を決めるためにも、多様な立場の議員が必要だと考えます。

## ① 前市長の親族の税金滞納問題が発覚

今年の2月に、前市長の親族の税金滞納について、匿名の告発文が議員に送られてきました。

そして、3月議会の質疑で、前市長自ら「甥が滞納している」ことを認めました。

滞納年数は15年以上、滞納金額は1000万円以上。

なぜこれだけ長期間にわたり、差し押さえもされず、滞納し続けているのか…。

議会の質疑では明らかにはなりません。さらには、市税滞納全般についても、本会議、委員会でさまざまな質疑が行われました。徴収事務は紙ベースでの管理が多く、システム化が進んでいないことや、徴収事務の人員があまりにも少ないこと、支払い能力があると思われるにも関わらず、納付していない一部高額滞納者が存在することが明らかになりました。市議会の審議で明らかにならなかったことについて、さらに調査をすべきだとして、3月議会最終日に地方自治法第98条第2項<sup>※1</sup>に基づき、「500万円以上の市税滞納者の滞納整理事務」について、監査請求を行うことを全会一致で議決しました。

※1: 地方自治法第98条第2項… 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。

## ② 監査結果は出たけれど…

そして、5月末に監査結果が出ました。

報告では、滞納処理経過表の一部に空白の期間があることや鉛筆書きのものがあること、徴収体制の人員の少なさ、納税交渉については担当者に任せられており、内部統制ができていないことなどが指摘されており、福岡市長はこれら指摘について庁内組織を設置し改善すると議会で答弁され、現在検討が進められています。

さらに、監査結果には、差し押さえ等における関係者の関与の有無について

**「関係者の関与等により、納税交渉が継続され、差し押さえ等が保留されていたのではないかとと思われる事例が見受けられた。」**

との記述がありました。「関係者の関与」とはどのようなことなのか、6月議会で質疑がありましたが、地方税法や地方公務員法の守秘義務により、明らかにはなりません。

## ③ 6月議会で百条委員会を設置

監査結果に対して議会の質疑では明らかにならなかった「関係者の関与」や「滞納整理等の空白の期間」などについて調査をするため、6月議会で百条委員会を設置しました<sup>※2</sup>。百条委員会とは、自治体の事務に関して疑惑や不祥事があった際、事実関係を調査するため、地方自治法100条に基づいて地方議会が設置する特別委員会のことです。

※2: 賛成(23名)… 茨木市民フォーラム、自由民主党・絆、大阪維新の会・茨木、民主ネット、共産党、山下議員  
反対(1名)… 岩本議員 退席(5名)… 公明党

## ④ 前市長に証人喚問をしなければ証言拒否

滞納整理事務を調査するにあたり、取り扱う証拠書類の中には滞納税額など私人の「秘密」に該当する情報が含まれていること、「税情報に関しては地方公務員法と地方税法で守秘義務が課されており、百条委員会であっても開示する場合は秘密会で審議するなど適切な配慮が必要」と国から通知が出されていることなどの理由から、百条委員会は原則秘密会で行いました。

関係書類を調査した結果、ある案件に関して、前市長が2013年6月から2015年の間に「もう少し待ってほしい」と合計7回、担当課に発言していることがわかりました。事実関係を調査するために、前市長に証人出頭請求をしたところ、百条委員会を秘密会で行う場合は受け入れられないとの返事がありました。前述しましたが、百条委員会の調査は、税情報など私人の「秘密」を扱うことから秘密会で運営しています。そのことを前市長に文書で説明し、再度出頭要請をしましたが、本人からは「秘密会の場合は出席できない」との返事。そして、証人喚問当日も前市長は秘密会を理由に退席し、証言を得ることはできませんでした。

## ⑤ 調査報告、そして証言拒否に対する告発を議決

7月20日に第1回を開催して以降、4か月間で10回の委員会、委員会を進めるため論点整理を行う調整会議を15回開催し、行政に対して二度の関係書類の資料請求を行い、市からの説明員の出席や証人の出頭などを求め、調査を行ってきた百条委員会。その調査結果が12月議会初日に報告され、議決しました。監査結果に記述のあった「関係者の関与」については、ある案件において前市長が関与しており、前市長の「待ってほしい」という発言により、結果的には3年近く差し押えがなされなかったことが明らかになりました。「市長という地位にあった人物が関与したことにより、行政の滞納整理事務に適正とは言えない影響があったこと、今後は組織としてのコンプライアンス及び滞納整理事務を効果的、適正に実施できる体制を確立し、市政への信頼回復に努めること」を要望し、調査報告は締めくくられています。

また、前市長の証言拒否については、「正当な理由」なく証言を拒んだものとして、地方自治法第100条第3項及び第9項<sup>※3</sup>に基づき告発することも議決し、12月7日に検察庁に告発書を提出しました。

※3: 地方自治法第100条

第3項… 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当な理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第9項… 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

## 百条委員会は党利党略のためのものではありません！

調査結果報告、そして証言拒否に対する告発の2案件に対し、会派「大阪維新の会・茨木」の7名と岩本守議員は反対されました。維新は「調査結果は前市長一人に責任をなすりつける党利党略のためのもの」「『秘密会ではなく公開で』は正当な理由」と、反対討論を行いました。しかし、百条委員会設置には維新会派も賛成し委員を選出、調査に加わってきたのです。委員長をはじめ委員の皆さんは、ていねいに、そして一生懸命に議論を重ねてこられました。その調査結果である報告書は、大変重く、重要なものであると小林は考えます。

「正当な理由」が何を指すかについては、民事訴訟法の規定を準用するとしており、「病気や家族の慶弔、交通機関の事故」などの突発的な理由とされています。前市長が主張した「秘密会ではなく公開で」というのは正当な理由にはあたりません。

「正当な理由」なく証言を拒否した場合、告発義務や罰則規定が地方自治法には定められています。それだけ証人喚問は重要なことであり、百条委員会の調査権限が重いことの現れではないでしょうか。

自らも参加し、ていねいな議論を重ねてきた百条委員会の調査報告や、法で定められている手続きに則り告発することを、先述した理由で反対するのは、どちらが党利党略なのだろうか、と残念でなりません。みなさんはどうお考えでしょうか。

